

京都教育大学客員教授及び客員准教授選考規程

平成16年4月 1日 制 定

平成19年3月20日 最終改正

(趣 旨)

第1条 京都教育大学(以下「本学」という。)の客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)の選考については、この規程の定めるところによる。

(選考基準)

第2条 客員教授等として選考できる者は、常時勤務の教員以外の職員で、次の各号に該当する者とする。

- 一 本学において引き続き3月以上、専攻分野について教授又は研究に従事する者
- 二 本学の教授又は准教授と同等の資格があると認められる者又は同等の教育研究上の能力・識見を有する者

(選 考)

第3条 客員教授等の選考は、教育研究評議会の議に基づき、学長が行う。

(称号の授与)

第4条 客員教授等については、文書(別紙様式。外国人にあっては、勤務の契約書)にその旨を明記して、本人に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。